

## 役員推薦委員会規程

第1条 役員推薦委員会（以下“委員会”という）は芹田地区住民自治協議会（以下“住自協”という）の会長、副会長、部会長、会計、監事の役員候補者から、適任と協議されたものを推薦するもので、役員会で承認を得て総会に諮り役員に決定する。

2 役員候補者は芹田地区に居住し、社会活動の経験者（地区役員活動等を含む）を対象者とする。

3 期間内に役員候補者の無かった場合及び、委員会において適任と協議されなかった場合は、改めて期間を設け役員候補者を募る。

4 委員会は公明正大で公平な立場で運営され、役員候補者の人権と個人情報を保護し、良識を重んじる。

第2条 委員の選任は委員会を開催する必要がある都度、区長会から6人、部会長から2人を互選し計8人で構成する。

2 委員長は委員の互選により指名する。

3 委員は、役員候補者となったとき及び、役員候補者を推薦した場合は委員を辞し、委員長は第2条1項に準じ役員会に諮り速やかに欠員を補充する。

4 委員は当委員会への選出組織の意思を反映するように努める。

第3条 委員会の開催にあたり、委員長は全委員の出席に配慮し一週間前までに委員に招集を発し、委員の6人以上の出席で成立する。

2 委員会は協議に先立ち、本規程の順守、委員会の進行、日程、守秘義務の範囲等の必要事項の合議を図る。

3 委員長は委員会の運営に際して、必要に応じ会長に相談し、円満な進行に努める。

4 委員長は委員の三分の二以上が委員会の開催を要求した時、2週間以内に開催しなければならない。

第4条 委員会の評議は出席委員の三分の二以上で決定する。

第5条 委員会は会長の推薦において、期間内に次の各号の書類を添え住自協に届け出た候補者より、最も適任と協議されたもの1名を推薦する。

- (1) 役員候補届出書
- (2) 社会活動経歴書(地区役員活動等を含む)
- (3) 当協議会に関する課題と施策
- (4) その他、必要と認めたもの

第6条 委員会は副会長の推薦において、期間内に区長会より推挙され、次の各号の書類(以下“所定の書類”という)を添え住自協に届け出た区長1名を候補者とし、適任と協議されたものを推薦する。

- (1) 役員候補届出書
- (2) 社会活動経歴書(地区役員活動等を含む)
- (3) その他、必要と認めたもの

第7条 委員会は部会長の推薦において、期間内に区長会より推挙された区長3名を候補者とし、適任と協議されたものを推薦する。

2 福祉健康部会長の推薦において、部会を構成する者から推挙された者を候補者とし、適任と協議されたものを推薦する

第8条 委員会は会計の推薦において、期間内に所定の書面を添え住自協に届け出た候補者より、最も適任と協議されたもの1名を推薦する。

第9条 委員会は監事の推薦において、会長、副会長により各ブロック1名

の役員経験者を推挙し、所定の書面を添え住自協に届け出たものを候補者とし、適任と協議されたもの3名を推薦する。

第10条 次の場合には速やかに委員会を開催し、役員を推薦する。

- (1) 次期役員が総会で選任されない場合
- (2) 役員が任期の途中で職を辞任した場合

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月13日から施行する。